

## 各種相談

日常生活でお困りのことなどをお受けしています。相談は無料で、秘密は厳守されます。一部の相談については行政局でも行っています。日時・場所等の詳細については、担当までお問い合わせください。（※は行政局でも行っています。）

種類	内容	問合せ先
市民法律相談 ※	弁護士が、契約関連、相続など法律に関する相談に応じます。	
市民・消費生活相談 ※	消費生活のトラブルや多重債務など市民生活についての相談に応じます。	◇自治振興課 市民生活係 ☎ 0739-26-9911
行政相談 ※	行政相談委員が、国・県・市・特殊法人等の行政に対する相談に応じます。	
人権相談	人権に関する相談に応じます。	◇田辺市人権擁護連盟（人権推進課内） ☎ 0739-26-9912
女性電話相談	女性が抱えるいろいろな悩みに女性相談員が電話で相談に応じます。	◇田辺市男女共同参画センター 専用☎ 0739-26-4919
生活相談 （生活困窮者自立支援）	生活の困りごとについて、相談に応じ、問題の解決、自立に向けた支援を行います。	◇生活相談センター ☎ 0739-33-7641
子育てテレホン相談	子育ての悩みについて電話で相談に応じます。	◇地域子育て支援センター愛あい（もとまち保育所内） 専用☎ 0739-22-9285
子供のいる家庭の相談	家庭における児童の養育及び福祉についての相談に応じます。	◇家庭児童相談室 ☎ 0739-26-4926
介護相談 ※	在宅で支援を必要とする高齢者やその家族を対象に、介護等に関する相談に応じます。	◇やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 ☎ 0739-26-9906
権利擁護に係る相談	高齢者やその家族を対象に、成年後見制度の利用など権利擁護に関する様々な相談に応じます。	◇権利擁護センターたなべ ☎ 0739-24-8611
ひきこもり相談	ひきこもりの状態にある青少年とその家族からの相談に応じます。（来所相談要予約）	◇ひきこもり相談窓口「ひとのわ」（健康増進課内） 専用☎ 0739-26-4933 E-mail shc@city.tanabe.lg.jp
健康相談 ※	保健師又は看護師が健康について相談に応じます。	◇健康増進課 健康管理係 ☎ 0739-26-4901 E-mail kenkou@city.tanabe.lg.jp
妊娠期から出産、子育て相談 （原則、就学前まで） ※	保健師又は助産師が妊娠・子育てに関する心配事や相談に応じます。	◇健康増進課 母子保健係 ☎ 0739-26-4901
不登校・いじめ・教育相談	不登校やいじめ、その他子育てなど、様々な悩みを抱えた子どもや保護者、市民の相談に応じます。	◇母子健康包括支援センターたなっこ（健康増進課内） ☎ 0739-33-7115 携帯☎ 080-2529-3198 E-mail kenkou@city.tanabe.lg.jp
いじめホットライン いじめ相談ダイレクトメール	いじめに関する相談を電話とEメールで応じます。	◇田辺市教育研究所 ☎ 0739-25-1511 専用☎ 0739-26-3224 E-mail（学校教育課） ijime110@city.tanabe.lg.jp
発達障害児（者）相談 ～はなまる相談～	自閉症、学習障害等の発達障害のある障害児（者）及び保護者を対象として相談に応じます。	◇田辺市障害児者相談支援センター「ゆめふる」 ☎ 0739-26-4923 ※事前予約必要
外国人相談	外国人の方の日常生活に関する相談に応じます。（英語のみ対応）	◇田辺市国際交流センター ☎ 0739-33-9019

## 赤ちゃん・子供

### ■妊娠したとき・お子さんが生まれてから

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 5・7 ページ参照】  
◇市民総合センター：健康増進課 母子保健係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

妊娠かなと思ったら早めに受診し、窓口で母子健康手帳の交付を受けてください。  
また、妊婦の健康と安全な出産のため、各種事業を実施しています。

種類	内容
母子健康手帳の交付	妊娠の届出により、母子健康手帳を交付します。手帳は、妊娠・出産・育児に関する健康記録を保存し、また、出生届、予防接種や健診等の際に必要です。交付時に、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査、産婦健康診査についてお知らせします。最寄りの担当窓口にお越しください。（代理の方でも可）
マタニティスクール	妊婦とその夫、援助者を対象に、マタニティスクールを開催しています。妊娠中の栄養や体操・口腔衛生・母乳育児・お産に備えての準備などを学びます。マタニティスクールの間、お子さんの保育を希望される方は、開催日の10日前までにご連絡ください。 ※日程等はお問い合わせください。 ※実施場所は市民総合センターです。
パパママ教室	これからパパとママになる方を対象に、パパママ教室を開催しています。親となるための心構え、パパの妊婦体験、赤ちゃんの育て方やお風呂の入れ方などを学習します。 ※日程等はお問い合わせください。 ※実施場所は市民総合センターです。
妊婦訪問	妊婦には希望や必要に応じ、助産師又は保健師による訪問を行っています。 ご希望の方は、最寄りの担当窓口までご連絡ください。

お母さんの健康と、お子さんの健やかな成長のため、次のような事業を実施しています。

種類	内容
養育支援訪問事業	出産後おおむね1年以内で養育者が体調不良等のため、家事や育児が困難で昼間の支援者がいないなどで養育支援が必要であると判断した家庭に対しヘルパー等を派遣して支援を行います。詳しくは、子育て推進課 こども家庭係（☎5 ページ参照）までお問い合わせください。
こんにちは赤ちゃん事業（産婦新生児訪問又は未熟児訪問）	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に助産師又は保健師等が訪問し、子育て情報の提供や相談に応じます（無料）。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。 ※体重2500g未満の赤ちゃんが生まれた場合は「低体重児出生届」を提出してください。
産後ケア	出産後1年未満の母親と赤ちゃんに対して、心身の不調や育児支援の不足がある場合などに、産科医院や助産所でお世話が受けられます。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。（自己負担あり）
すくすく教室	すくすく教室では、育児方法や離乳食の進め方などを学びます。対象者は初めて親になった方で、生後2～5か月の赤ちゃんとその保護者です。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。 ※実施場所は市民総合センターです。

## ■健康診査・育児相談

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 母子保健係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

お子さんの健やかな成長のため、次のとおり乳幼児健康診査と乳幼児相談を実施しています。  
日時や実施場所等は、対象者に個別通知します。

種類	内容
乳幼児健診	◇4か月児健診 ◇6～7か月児健診 ◇1歳6か月児健診（歯科健康診査も行います。） ◇3歳6か月児健診（歯科健康診査と視力、聴覚のアンケートも行います。）
乳幼児相談	◇10～12か月児相談 ◇2歳児相談 ◇5歳児アンケート

## ■予防接種

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 母子保健係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

各種予防接種のご案内は、対象者に個別通知しています。  
なお、田辺市に転入されたお子さんで、まだ受けていない予防接種がある場合は、お子さんの母子健康手帳をご確認の上、担当窓口までご連絡ください。  
また、市内で受けられない場合は、担当窓口までお問い合わせください。

## ■不妊治療費助成事業

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 母子保健係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

種類	内容
一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療に要した費用を年度につき5万円を上限に助成します。対象となる方の要件等、詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要した費用を助成します。和歌山県特定不妊治療費助成事業の助成を受けた田辺市民の方が対象となります。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。

## ■未熟児養育医療の給付

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：健康増進課 母子保健係・庶務係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

種類	内容
未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市・国が負担する制度です。未熟児養育医療を受けることができるのは、全国の指定医療機関での治療に限られます。詳しくは、最寄りの担当窓口までお問い合わせください。

## ■子供の医療費

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】

◇本庁舎：保険課 医療係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

種類	内容
子ども医療費助成制度	子供の保険診療の自己負担分を助成する制度です。(36ページ参照)
ひとり親家庭等医療費助成制度	配偶者のいない方等で、18歳以下（その年齢に達した後の最初の3月31日まで）の子供を扶養している方、及びその子供の保険診療の自己負担分を助成する制度です。(36ページ参照)

## ■児童手当

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】

◇本庁舎：市民課 庶務年金係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

家庭生活の安定と、次世代を担う児童の健全な育成のため、次のような手当の制度があります。

種類	内容	手続の方法や必要なもの		
児童手当	出生から中学校修了前（15歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育している方に支給されます。所得制限がありますので、限度額を超えた場合は、特例給付となります。	出生や転入のときなど	認定請求	金融機関の口座番号、マイナンバーカード
		第2子以降が出生した場合等	額改定請求（届）	本人確認書類
		転出等により受給要件が消滅したとき	受給事由消滅届	本人確認書類

※一部手続では、マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス <https://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html>）内の子育てワンストップサービスを利用し、サービスの検索や電子申請が可能です。  
※手続にはその他の書類が必要な場合もあります。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

## ■児童扶養手当

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】

◇本庁舎：市民課 庶務年金係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

18歳以下（一定の障害のある場合は20歳未満）の児童で、父又は母がいない家庭、若しくは父又は母が一定の障害の状態にある家庭などについて、その児童を養育している方に支給されます。ただし、所得制限があります。  
相談や手続等については、窓口までお問い合わせください。

## ■地域子育て支援センター

【取扱い窓口・問合せ先】

◇田辺市地域子育て支援センター 愛あい（もとまち保育所内）（☎0739-22-9285）

◇田辺市地域子育て支援センター ちかの（ちかの保育園内）（☎0739-65-0204）

地域子育て支援センターは、子育てに関する相談、指導、情報の収集と提供、子育てサークルや子育てボランティア等の育成や支援などを行う施設です。また、センターでは年間を通して多彩な事業を開催しています。子育てに関する相談や事業などの詳細については、各センターまでお問い合わせください。

## ■ファミリーサポートセンター

【取扱い窓口・問合せ先】

◇田辺市ファミリーサポートセンター きっずぱーく（☎0739-26-5486）

ファミリーサポートセンター事業は、子育てサポートをしてほしい方の要望に応じて、お手伝いできる方を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育て支援システムです。会員登録の方法や利用料金など詳細については、ファミリーサポートセンター「きっずぱーく」までお問い合わせください。

## ■児童館

【取扱い窓口・問合せ先】

◇芳養児童センター（☎0739-24-5485）

◇末広児童館（☎0739-23-1892）

◇天神児童館（☎0739-24-5323）

児童館では、学校・家庭・地域社会と連携を図り、地域における子供の遊び場であり、安心できる居場所づくりに努めています。また、就学前の乳幼児と保護者が自由に集える場（フリースペースちびっこ）として、専用の部屋を設け、子育て支援も行っています。利用等の詳細については、各児童館までお問い合わせください。

# 教育

## ■市立幼稚園

【取扱い窓口・問合せ先 ☎9ページ参照】  
 ◇市民総合センター：学校教育課 指導係

田辺市では、幼稚園を4園設置しています。入園できる幼児は、田辺市に在住する4歳児・5歳児です。  
 入園手続については、各幼稚園又は学校教育課へお問い合わせください。なお、私立の幼稚園については、直接それぞれの園へお問い合わせください。

幼稚園名	住所	問合せ先
新庄幼稚園	新庄町 1437	☎ 0739-22-3826
三栖幼稚園	中三栖 147-5	☎ 0739-34-0104
上秋津幼稚園	上秋津 4524-4	☎ 0739-35-0330
中芳養幼稚園	中芳養 1870-1	☎ 0739-24-0510

## ■市立小・中学校

【取扱い窓口・問合せ先 ☎9ページ参照】  
 ◇市民総合センター：学校教育課 学事係 ◇各教育事務所

新入学児・生徒には入学する日の2か月前までに入学通知書（就学通知書）をお届けします。次のようなときは、窓口又は入学する学校へ早めにお申し出ください。  
 ◇入学通知書（就学通知書）が届かないとき  
 ◇住所などに変更があったとき  
 ◇病気などの理由で就学に差し支えるとき  
 ◇国立、県立、私立学校等に入学するため、通知書で指定された市立学校に入学しないとき  
 ◇特殊事情により就学校の変更を希望するとき  
 ※就学すべき学校は住民基本台帳により指定したものですが、入学後実際と違った届けをしていたり、現住地でない校区の学校へ入学していたりすると、すぐ現住地の校区の学校に転入していただきます。

転入・転出などにより、小・中学校が変わるときは、次の手続をしてください。

種類	内容
他の市町村から田辺市へ転入するとき (市内で転校するときも同じです。)	①在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。 ②市民課で転入（転居）手続をした後、①の書類をお持ちの上、市民総合センターの学校教育課又は各教育事務所までお越しください。そこで、転入学通知書を発行しますので、①の書類と一緒に転入する学校へ提出してください。
田辺市から他の市町村へ転出するとき	在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。新しく居住する市町村への転入手続のときにお持ちいただき、転校の手続を行ってください。

## ■保育所

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】  
 ◇市民総合センター：子育て推進課 保育係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

保育所は、児童の保護者及び同居の親族等が仕事や病気などの事情で保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設です。田辺市には次のとおり、公立の保育所が17、私立の保育所が8あります。  
 4月からの入園は、前年の10月から11月にかけて申込みを受け付けます。年度途中の申込みは随時受け付けています。  
 保育料は、世帯の課税状況に応じて決まります。  
 入園申込み等の詳細については、窓口までお問い合わせください。

区分	保育所名	定員	保育実施年齢	住所	問合せ	
公立	牟婁保育所	90人	1歳児から	江川 16-1	☎ 0739-22-3020	
	みどり保育所	90人	0歳児から	末広町 7-22	☎ 0739-22-3246	
	もとまち保育所	130人	0歳児から	天神崎 3-28	☎ 0739-24-6062	
	はやぎと保育所	60人	0歳児から	芳養町 1774-9	☎ 0739-25-0263	
	稲成保育所	100人	0歳児から	稲成町 701-22	☎ 0739-24-4570	
	日向保育所	90人	1歳児から	上芳養 992-1	☎ 0739-37-0014	
	秋津川保育所	30人	2歳児から	秋津川 639	☎ 0739-36-0243	
	湯ノ又保育園	20人	2歳児から	龍神村湯ノ又 200-3	☎ 0739-79-0120	
	東保育園	40人	2歳児から	龍神村東 193	☎ 0739-78-0399	
	柳瀬保育園	40人	2歳児から	龍神村柳瀬 18-4	☎ 0739-77-0914	
	くりすがわ保育園	80人	1歳児から	中辺路町栗栖川 483-1	☎ 0739-64-0113	
	ちかの保育園	30人	1歳児から	中辺路町近露 1181	☎ 0739-65-0204	
	あゆかわ保育園	90人	0歳児から	鮎川 2596-1	☎ 0739-48-0153	
	みかわ保育園	休園中				
	とみさと保育園	休園中				
	ひまわり保育園	30人	2歳児から	本宮町大居 3368	☎ 0735-43-0213	
たんぼぼ保育園	30人	2歳児から	本宮町耳打 490	☎ 0735-42-0323		
私立	いずみ保育園	90人	0歳児から	高雄三丁目 35-21	☎ 0739-24-0002	
	芳養保育所	50人	0歳児から	芳養松原一丁目 2-22	☎ 0739-22-3197	
	扇ヶ浜保育所	40人	0歳児から	上屋敷二丁目 14-25	☎ 0739-22-8451	
	会津保育所	120人	0歳児から	秋津町 206-4	☎ 0739-22-3021	
	あゆみ保育所	110人	0歳児から	文里二丁目 7-13	☎ 0739-22-6800	
	わんぱく保育所	80人	0歳児から	新庄町 2222-1	☎ 0739-81-2666	
	こどものへや保育園	90人	0歳児から	明洋二丁目 23-38	☎ 0739-25-2126	
まるみ保育所	130人	0歳児から	中万呂 519-1	☎ 0739-33-9911		

## ■認定こども園

認定こども園とは、就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。  
 ※1号（幼稚園部）の利用は、施設に直接申し込んでいただくことになります。2・3号（保育部）は、子育て推進課 保育係までお問い合わせください。

区分	施設名	定員	保育実施年齢	住所	問合せ
私立	うえのやま学園 認定こども園	90人（幼） 90人（保）	0歳児から	古尾 17-1	☎ 0739-22-3751
	認定こども園 立正幼稚園	90人（幼） 140人（保）		東陽 16-45	☎ 0739-22-6400

市役所の業務  
 市役所案内  
 市役所の主な窓口  
 緊急時や困ったとき  
 子育て・教育  
 健康・医療・福祉  
 暮らし  
 生涯学習・市民活動  
 市議会・選挙

## ■就学者への支援

【取扱い窓口・問合せ先 9 ページ参照】

◇市民総合センター：学校教育課 学事係、教育総務課 庶務係 ◇各教育事務所

教育費についてお困りの家庭を援助する制度を次のとおり設けています。

区分	内容
修学奨学金	勉学に対する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により、高校等（専修学校含む）、大学等（短期大学含む）への修学が困難な者に奨学金を貸与する制度です。 ※対象者となるには、所得制限等があります。 ※この他にも民間による奨学金制度があります。詳しくは、教育総務課 庶務係、各教育事務所までお問い合わせください。
通学費補助事業（小・中学生）	遠隔地通学児童生徒の負担を軽減するため、交通費を補助する制度です。 ※詳しくは、学校教育課 学事係、教育事務所までお問い合わせください。
高等学校通学費等助成金	御坊市以南の高等学校等への通学等に要する経費の一部を給付する制度です。 ※対象者となるには、所得制限等の条件があります。詳しくは、教育総務課 庶務係、各教育事務所までお問い合わせください。
小中学校就学援助事業	経済的に困窮している世帯の児童生徒に学用品費、修学旅行費、新入学学用品費等の一部や学校給食費を支給する制度です。 ※受給できる保護者には所得等一定の基準があります。詳しくは、お子さんが通学している学校までお問い合わせください。
特別支援学校就学奨励費補助事業	県立の特別支援学校（盲・ろう・支援学校）に在籍している生徒の保護者に就学奨励費を補助する制度です。 ※詳しくは、教育総務課 庶務係までお問い合わせください。

## ■学童保育所

【取扱い窓口・問合せ先 5 ページ参照】

◇市民総合センター：子育て推進課 保育係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

学童保育所は、保護者等が働いていたり、病気療養中などの理由で、学校から帰宅しても保護者等が家にいない児童が過ごす場所です。

現在、14の小学校区に学童保育所を設けています。入所等の手続については、窓口までお問い合わせください。

区分	内容
対象児童	◇次の小学校に通う、小学校1年生から3年生までの児童 ※春・夏・冬休みの長期休業日のみ定員に空きがあれば、4年生以上の児童も利用できます。 田辺第三小学校…西部学童保育所 芳養小学校…芳養学童保育所 会津小学校…会津学童保育所 田辺東部小学校…ひがし学童保育所 田辺第二小学校…なんぶ学童保育所 三栖小学校…三栖学童保育所 稲成小学校…稲成学童保育所 上秋津小学校（長野小学校、秋津川小学校）…上秋津学童保育所 田辺第一小学校…中部学童保育所 鮎川小学校…鮎川学童保育所 中芳養小学校（大坊小学校、上芳養小学校）…中芳養学童保育所 新庄小学校…わんぱく学童保育所 新庄第二小学校…新庄第二学童保育所 中辺路小学校（近野小学校）…中辺路学童保育所 ※校区外通所の受付もしています。詳しくは、窓口までお問い合わせください。 ※わんぱく学童保育所（☎0739-81-2666）の入所等の手続については、直接わんぱく学童保育所にお問い合わせください。
保育時間	放課後～午後6時30分（午後5時以降は必ずお迎えが必要です。） ※春・夏・冬休み等の休校日は午前8時～午後6時30分
保育実施日	◇毎週①～④（⑤、⑥、8月13日～15日、12月29日～1月3日は休業日です。） ※第3④以外の④は、ひがし学童保育所のみ開所。別料金（月額1800円）が必要ですが、市内の学童保育所に在籍している児童が利用できます。
保育料	月額8000円。同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、2人目から半額 ※課税状況に応じた、減免措置があります。
申込み	◇4月からの入所…前年の10～11月にかけて受け付けます。 ◇途中からの入所…随時受け付けます。（定員に空きのない場合、お待ちいただくことになります。）